



島根県報

令和4年3月1日(火)

号外第20号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

(建 築 住 宅 課) 2

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が行う。

令和4年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験期日及び時間**(1) 二級建築士試験**

ア 「学科の試験」 令和4年7月3日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 「設計製図の試験」 令和4年9月11日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 「学科の試験」 令和4年7月24日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 「設計製図の試験」 令和4年10月9日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

二級建築士試験及び木造建築士試験

(1) 「学科の試験」 松江市 松江テルサ 松江市朝日町478-18

(2) 「設計製図の試験」 松江市 くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

3 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットにより受験申込みを行うものとする。

(1) 受付期間及び受付時間

令和4年4月1日（金）午前10時から同月14日（木）午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みができない正当な理由がある場合には、令和4年4月6日（水）までにセンター本部（050-3033-3822）に申し出ること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年又は令和3年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請は、3の(2)による受験申込みに際して、令和2年又は令和3年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、令和4年6月17日（金）頃に、受験有資格者にインターネット上において交付する。

なお、インターネットによる受付ができなかった者の受験票については、原則として、令和4年6月17日（金）頃、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

合格者の発表日は次のとおりとし、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

(1) 二級建築士試験

ア 「学科の試験」 令和4年8月23日（火）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和4年12月1日（木）（予定）

(2) 木造建築士試験

ア 「学科の試験」 令和4年9月6日(火) (予定)

イ 「設計製図の試験」 令和4年12月1日(木) (予定)

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、3の(2)のセンターのホームページ等に掲示する。

8 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和4年6月8日(水)頃から3の(2)のセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。